

市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定規定

(2019年6月26日国家市場監督管理総局令第11号公布)

第1条 市場支配的地位の濫用行為を防止、制止するため、「中華人民共和国反壟断法（中華人民共和国独占禁止法）」（以下、「反壟断法」という）に基づき、この規定を制定する。

第2条 国家市場監督管理総局（以下、「市場監管総局」という）は、市場支配的地位の濫用行為に係る反壟断法の法執行責任を負う。

市場監管総局は、反壟断法第10条第2項の規定に基づき、各省・自治区・直轄市の市場管理監督部門（以下、「省級市場監管部門」という）に、自行政区域内の市場支配的地位の濫用行為に係る反壟断法の法執行権限を与える。

この規定でいう反壟断法の執行機関には、市場監管総局と省級市場監管部門を含む。

第3条 市場監管総局は、次の各号に掲げる市場支配的地位の濫用行為の調査・処分の責任を負う。

- (一) 省・自治区・直轄市を跨いでいるもの。
- (二) 事件の経緯が複雑であり、又は全国に重大な影響を及ぼすもの。
- (三) 市場監管総局が直接、調査・処分が必要であると判断したもの。

前項に掲げる市場支配的地位の濫用行為について、市場監管総局は、省級市場監管部門による調査・処分を指定することができる。

省級市場監管部門は、権限に基づいて市場支配的地位の濫用行為を調査、処分するにあたり、自部門の調査・処分の範囲がなく、又は自部門の調査・処分の範囲に属するが、市場監督総局による調査・処分の必要があることを発見した場合は、速やかに市場監管総局に報告しなければならない。

第4条 反壟断法の法執行機関は、市場支配的地位の濫用行為を調査、処分するとき、すべての事業者を平等に扱わなければならない。

第5条 市場支配的地位とは、事業者が関連市場内において商品又は役務（以下、「商品」と総称する）の価格、数量及びその他の取引条件を制御することができ、又はその他の事業者が関連市場に進出することを妨害し、影響を及ぼすことができる市場地位をいう。

この条項でいうその他の取引条件とは、商品の価格、数量以外に、市場に対して実質的な影響を及ぼし得る要素をいい、商品の品目、商品の品質、決済条件、決済方式、アフターサービス、取引の選択、技術的制約等を含む。

この条項でいう、その他の事業者の関連市場進出を妨害し、影響を及ぼし得るとは、その他の事業者の関連市場進出を排除する、その他の事業者が合理的な期間内に関連市場に進出することを遅延させる、又はその他の事業者が当該関連市場に進出することができるが、進出するためのコストが大幅に上昇し、既存の事業者と有効な競争を実施できない等の状況をいう。

第6条 反壟断法第18条第1項に基づき、事業者の関連市場における市場シェアを決定するにあたり、一定期間内における事業者の特定の商品の売上高、販売数又はその他の指標の関連市場における比率を考慮することができる。

関連市場の競争状況を分析するにあたり、関連市場の発展現状、既存の競争者の数量と市場占有率、製品の差別化の度合い、イノベーションと技術の変化、販売と調達モデル、潜在的な競争者の状況等の要素を考慮することができる。

第7条 反壟断法第18条第2項に基づき、事業者の販売市場又は原材料調達市場を支配する能力を確定するにあたり、当該事業者がサプライチェーンの川上・川下市場を支配する能力、販売チャンネル又は調達チャンネルを支配する能力、価格、数量、契約期間又はその他の取引条件に影響を及ぼし又はそれらを決定する能力、及び企業の生産・経営に必要な原材料、半製品、部品、関連設備及び投入が必要なその他の資源を優先的に得る能力等の要素を考慮することができる。

第8条 反壟断法第18条第3項に基づき、事業者の財力、技術的条件を確定するにあたり、当該事業者の資産規模、収益力、資金調達力、研究開発能力、技術・機器、技術革新及び応用能力、保有する知的財産等、並びに当該財力及

び技術的条件がどのような方式、度合いで当該事業者の業務の拡張を促したか、又は市場の地位を強化、維持したか等の要素を考慮することができる。

第9条 反壟断法第18条第4項に基づき、その他の事業者の当該事業者に対する取引の依存度を確定するにあたり、その他の事業者と当該事業者の間の取引関係、取引量、取引の継続期間、合理的な期間内におけるその他の取引相手への変更の難易度等の要素を考慮することができる。

第10条 反壟断法第18条第5項に基づき、その他の事業者の関連市場への進出の難易度を確定するにあたり、市場参入、必要な資源の取得の難易度、調達及び販売チャネルの支配状況、資金投入の規模、技術的な障壁、ブランドの依存度、ユーザーの転換コスト、消費習慣等の要素を考慮することができる。

第11条 反壟断法第18条及び本規定第6条から第10条までの規定に基づき、インターネット等の経済の新形態の事業者が市場支配的地位を有することを認定するにあたり、関連産業の競争の特徴、ビジネスモデル、ユーザー数、インターネット効果、ロックイン効果、技術特性、市場のイノベーション、関連データの把握・処理能力及び事業者の関連市場における市場力等の要素を考慮することができる。

第12条 反壟断法第18条及び本規定第6条から第10条までに基づき、知的財産分野の事業者が市場支配的地位を有するか否かを認定するにあたり、知的財産の代替性、川下市場において知的財産を活用した商品の依存度、取引相手の事業者に対する牽制力等の要素を考慮することができる。

第13条 2つ以上の事業者が市場支配的地位を有すると認定するにあたり、本規定第6条から第12条まで規定された要素を考慮するほか、市場構造、関連市場の透明度、関連商品の同質化の程度、事業者の行動の一致性等の要素を考慮しなければならない。

第14条 市場支配的地位を有する事業者が不公平な高価格で商品を販売し、又は不公平な低価格で商品を購入することを禁止する。

「不公平な高価格」又は「不公平な低価格」の認定にあたり、次の各号に掲げる要素を考慮することができる。

(一) 販売価格又は購入価格がその他の事業者が同一又は類似する市場の条件において同類の商品又は比較可能な商品を販売又は購入するときの価格を顕著に上回るか、又は下回るか否か。

(二) 販売価格又は購入価格が同一の事業者がその他の同一又は類似する市場の条件の地域において商品を販売又は購入するときの価格を顕著に上回るか、又は下回るか否か。

(三) コストが基本的に安定する状況下で、正常な変動幅を超えて販売価格が上昇したか、又は購入価格が低減したか否か。

(四) 販売商品の値上げ幅がコストの上昇幅を顕著に上回るか否か、又は購入商品の値下げ幅が取引相手のコストの低減幅を顕著に上回るか否か。

(五) 考慮する必要があるその他の関連要素。

市場条件が同一又は類似すると認定するにあたり、販売チャネル、販売モデル、需給の状況、管理監督の環境、取引、コスト構造、取引の状況等の要素を考慮しなければならない。

第15条 市場支配的地位を有する事業者が正当な理由なく、コストを下回る価格で商品を販売することを禁止する。

コストを下回る価格で商品を販売することを認定するにあたり、価格が平均可変費用を下回るか否かを重点的に考慮しなければならない。平均可変費用とは、生産する商品の数量の変化に伴って変化する単位あたりのコストをいう。インターネット等の経済の新形態における無料モデルにかかわる場合は、事業者が提供する無料商品及び関連有料商品等の状況を総合的に考慮しなければならない。

この条項でいう「正当な理由」には次の各号に掲げる事項を含む。

(一) 生鮮商品、季節商品、間もなく期限が切れる商品及び過剰在庫品を値引き処理する。

(二) 債務の返済、生産商品の変更、休業により商品の値引き販売をする。

(三) 合理的な期間内に、新商品の普及のために販売促進をする。

(四) 行為に正当性があることを証明できるその他の理由。

第16条 市場支配的地位を有する事業者が正当な理由なく、次の各号に掲げる方式により、取引相手との取引を拒絶することを禁止する。

- (一) 取引相手との既存の取引量を実質的に減らす。
- (二) 取引相手との既存の取引を遅延、中断する。
- (三) 取引相手との新規の取引を拒絶する。
- (四) 制限条件を設け、取引相手がそれと取引ができないようにする。
- (五) 取引相手が生産・経営活動において、合理的な条件によりその必要な設備を使用することを拒絶する。

前項第5項に基づき、事業者の市場支配的地位の濫用を認定するとき、合理的な投入により、別に投資・建設を行い、又は当該設備を別に開発、建設する可能性、取引相手が生産・経営活動を有効に実施するときの当該設備に対する依存度、当該事業者が当該設備を提供する可能性及び自身の生産・経営活動に及ぼす影響等の要素を総合的に考慮しなければならない。

この条項でいう「正当な理由」には次の各号に掲げる事項を含む。

- (一) 不可抗力等の客観的原因により取引ができない。
- (二) 取引相手に信用情報の不良記録があり、又は経営状況の悪化等の状況が生じ、取引の安全に影響を及ぼした。
- (三) 取引相手との取引により、事業者の利益に不当な減損が生じる。
- (四) 行為に正当性があることを証明できるその他の理由。

第17条 市場支配的地位を有する事業者が正当な理由なく、次の各号に掲げる取引限定行為を実施することを禁止する。

- (一) 取引相手にそれとしか取引させない。
- (二) 取引相手にそれが指定する事業者のみと取引させる。
- (三) 取引相手に特定の事業者と取引させない。

前述の取引限定行為は、直接的な限定であってよく、取引条件の設定等の方式で形を変えて限定してもよい。

この条項でいう「正当な理由」には次の各号に掲げる事項を含む。

- (一) 製品の安全要件を満たすために必要である。
- (二) 知的財産権を保護するために必要である。

(三) 取引に関する特定の投資を保護するために必要である。

(四) 行為に正当性があることを証明できるその他の理由。

第18条 市場支配的地位のある事業者が正当な理由なく、商品を抱き合わせ販売する又は取引時にその他の不合理な取引条件を付加することを禁止する。

(一) 商慣習、消費習慣に反し、又は商品の機能を見せし、異なる商品を抱き合わせて販売し、若しくは組み合わせて販売する。

(二) 契約期間、決済方式、商品の輸送及び引渡方式又は役務の提供方式等に不合理な制限を付加する。

(三) 商品の販売地域、販売対象、アフターサービス等に対して不合理な制限を付加する。

(四) 取引時に、価格以外の不合理な費用を付加する。

(五) 取引対象と関係ない取引条件を付加する。

この条項でいう「正当な理由」には次の各号に掲げる事項を含む。

(一) 正当な業界の慣例及び取引慣行に適合する。

(二) 製品の安全要件を満たすために必要である。

(三) 特定の技術を実現するために必要である。

(四) 行為に正当性があることを証明できるその他の理由。

第19条 市場支配的地位を有する事業者が正当な理由なく、条件が同一の取引相手に対して、取引条件上、次の各号に掲げる内容の差別的取扱いをすることを禁止する。

(一) 異なる取引価格、数量、品種、品質等級を適用する。

(二) 異なる数量値引き等の優遇条件を適用する。

(三) 異なる決済条件、引渡方式を適用する。

(四) 異なる修理保証内容と期間、修理内容と時間、部品の供給、技術指導等のアフターサービスの条件を適用する。

条件が同一とは、取引相手間に取引上の安全、取引コスト、規模と能力、信用の状況、現状の取引段階、取引の持続期間等の面で実質的に取引に影響を及ぼすような違いがないことをいう。

この条項でいう「正当な理由」には次の各号に掲げる事項を含む。

(一) 取引相手の実際の需要に応じて、かつ正当な取引慣行と業界の慣例に適合し、異なる取引条件を適用する。

(二) 新規ユーザーの1回目の取引に対して、合理的な期間内に優遇施策を実施する。

(三) 行為に正当性があることを証明できるその他の理由。

第20条 反壟断法の法執行機関は、本規定第14条でいう「不公平」と第15条から第19条まででいう「正当な理由」を認定するにあたり、次の要素も考慮しなければならない。

(一) 関連行為が法令により定められたものであるか否か。

(二) 関連行為の公共の利益に対する影響。

(三) 関連行為の経済効率、経済成長に対する影響。

(四) 関連行為が事業者の正常な経営及び正常な収益を実現するために必要か否か。

(五) 関連行為の事業者の業務の発展、今後の投資、イノベーションに対する影響。

(六) 関連行為が取引相手又は消費者の利益の取得につながるか否か。

第21条 市場監管総局は、その他の市場支配的地位の濫用行為を認定するにあたり、次の条件を同時に満たさなければならない。

(一) 事業者が市場支配的地位を有する。

(二) 事業者が競争排除、制限行為を実施した。

(三) 事業者が関連行為を実施する正当な理由がない。

(四) 事業者の関連行為が市場競争に対して排除、制限の影響を及ぼす。

第22条 給水、給電、ガス供給、熱供給、電気通信、ケーブルテレビ、郵政、交通輸送等の公共事業分野の事業者は、法に基づき経営を行わなければならない。その市場支配的地位を濫用して消費者の利益を害してはならない。

第23条 反壟断法の法執行機関は、職権に基づき、又は通報、上級機関の引渡し、その他の機関の移送、下級機関の報告、事業者の自発的な報告等のルートを通じて、市場支配的地位の濫用が疑われる行為を発見する。

第24条 通報は書面で行い、また関連事実及び証拠が提供された場合は、反壟断法の法執行機関は必要な調査を行わなければならない。書面の通報には通常、次の各号に掲げる内容を含む。

- (一) 通報者の基本情報
- (二) 被通報者の基本情報
- (三) 市場支配的地位の濫用が疑われる行為に関する事実と証拠
- (四) 同一の事実について、すでにその他の行政機関に通報し、又は人民法院に訴訟を提起したか否か。

反壟断法の法執行機関は、業務上の必要に基づき、通報者に通報資料の補充を求めることができる。

第25条 反壟断法の法執行機関は、市場支配的地位の濫用が疑われる行為に対する必要な調査を経て、立件するか否かを決定する。

省級市場監管部門は、立件の日から起算して7営業日以内に、市場監管総局に届け出なければならない。

第26条 市場監管総局は、市場支配的地位の濫用行為の調査・処分にあたり、調査を省級市場監管部門に委託することができる。

省級市場監管部門は、市場支配的地位の濫用行為の調査・処分にあたり、調査を下級市場監管部門に委託することができる。

委託を受けた市場監管部門は、委託の範囲内で、委託機関の名義により調査を実施し、その他の行政機関、組織又は個人に調査を委託してはならない。

第27条 省級市場監管部門は、市場支配的地位の濫用が疑われる行為の調査・処分にあたり、必要に応じて、関連する省級市場監管部門に調査への協力を要請することができる。関連する省級市場監管部門はこれに協力しなければならない。

第28条 反壟断法の法執行機関は、市場支配的地位の濫用行為に対して法により行政処分を行う場合は、法により行政処分決定書を作成しなければならない。

行政処分決定書の内容には次の各号に掲げる事項を含む。

- (一) 事業者の氏名又は名称、住所等の基本情報。

- (二) 事件の出所及び調査の経過。
- (三) 違法事実及び関連証拠。
- (四) 事業者の陳述、弁明の受け入れ状況及び理由。
- (五) 行政処分の内容と根拠。
- (六) 行政処分の履行方式、期間。
- (七) 行政処分の決定に不服がある場合は、行政不服申立て又は行政訴訟提起のルートと期間。
- (八) 行政処分の決定を下した反壟断法の法執行機関の名称及び決定を下した日時。

第 29 条 市場支配的地位の濫用が疑われる事業者は、調査対象期間において調査中止を請求し、反壟断法の法執行機関が認めた期間内に行為の影響を除去するための措置を講じることを約束することができる。

調査中止の請求は、書面で行い、事業者の責任者が署名しかつ押印しなければならない。請求書には次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (一) 市場支配的地位の濫用が疑われる行為の事実。
- (二) 約束した行為の影響を除去するための具体的な措置。
- (三) 約束を履行する期間。
- (四) 約束が必要なその他の内容。

反壟断法の執行機関は、市場支配的地位の濫用が疑われる行為について調査、確認した後、市場支配的地位の濫用行為に該当すると判断する場合は、法により処理の決定を下し、それ以後は事業者からの調査中止の請求を受け入れてはならない。

第 30 条 反壟断法の執行機関は、調査対象の事業者の調査中止請求に基づき、行為の性質、継続期間、結果、社会的影響、事業者が約束した措置及びその所期の効果等の状況を考慮した後、調査を中止するか否かを決定する。

第 31 条 反壟断法の法執行機関は、調査の中止を決定する場合は、調査中止決定書を作成しなければならない。

調査中止決定書には、調査対象の事業者が市場支配的地位の濫用が疑われる行為を実施した事実、約束の内容、影響の除去に向けた具体的な措置、約束の

履行期間及び履行せず又は完全に履行していない場合の法律効果等の内容を明記しなければならない。

第 32 条 調査の中止を決定する場合は、反壟断法の法執行機関は、事業者の約束の履行状況を監督しなければならない。

事業者は、所定の期間内に、反壟断法の法執行機関に約束の履行状況を書面で報告しなければならない。

第 33 条 反壟断法の法執行機関は、事業者がすでに約束を履行したことを確認した場合は、調査の終了を決定し、調査終了決定書を作成することができる。

調査終了決定書には、調査対象の事業者による市場支配的地位の濫用が疑われる行為の事実、約束の内容、約束の遂行状況、監督の状況等の内容を明記しなければならない。

次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、反壟断法の法執行機関は、調査を再開しなければならない。

(一) 事業者が約束を履行しておらず、又は完全に履行していない。

(二) 調査中止の決定を下す根拠となる事実に大きな変化が生じた。

(三) 調査中止の決定が、事業者が提供する不完全又は偽りの情報に基づくものである。

第 34 条 省級市場監管部門は、調査中止の決定、調査終了を決定し又は行政処分を告知する前に、市場監管総局に報告しなければならない。

省級市場監管部門は、調査対象の事業者に調査中止決定書、調査終了決定書又は行政処分決定書を送達した後、7 営業日以内に市場監管総局に届け出なければならない。

第 35 条 反壟断法の法執行機関は、行政処理の決定を下した後、法により社会に公表する。そのうち、行政処分情報は、法により、国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公表しなければならない。

第 36 条 市場監管総局は、省級市場監管部門の市場支配的地位の濫用行為の調査・処分に対する指導と監督を強化し、法執行の基準を統一しなければならない。

省級市場監管部門は、市場監管總局の関連規定に厳格に従い、市場支配的地位の濫用行為を調査し、処分しなければならない。

第 37 条 事業者は、市場支配的地位を濫用した場合は、反壟断法の法執行機関が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、かつ前年度の売上高の 100 分の 1 以上 100 分の 10 以下の過料に処する。

反壟断法の法執行機関は、具体的な過料の金額の決定にあたり、違法行為の性質、情状、度合い、持続期間等の要素を考慮しなければならない。

事業者は、行政機関、法令により権限が与えられた、公共事業管理の機能を有する組織の行政権力の濫用により市場支配的地位を濫用した場合は、前項の規定に従って処理する。事業者は、自身が実施した市場支配的地位の濫用行為が受動的に行政命令に従ったことにより生じたものを証明できる場合は、法により下限又は下限を下回る処罰を与えることができる。

第 38 条 この規定に市場支配的地位の濫用行為の調査、処罰の手続きについて規定がない場合は、期間、立件、案件の管轄に関する規定を除いて、「市場監督管理行政処分程序暫行規定（市場監督管理の行政処分手続きに関する暫定規定）」を適用する。

反壟断法の法執行機関は、行政処分の事情聴取を実施する場合は、「市場監督管理行政処分聴証暫行弁法（市場管理監督の行政処分の事情聴取に関する暫定規則）」を適用する。

第 39 条 この規定は 2019 年 9 月 1 日から施行する。2010 年 12 月 31 日に旧国家工商行政管理總局令第 54 号として公布した「工商行政管理機關禁止濫用市場支配地位行為規定（工商行政管理機關の市場支配的地位の濫用行為禁止に関する規定）」は同時に廃止する。

出所：

2019年7月1日付け国家市場監督管理総局ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本語仮訳を作成

http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201907/t20190701_303057.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。